

平成29年第2回一般質問3日目

○議長 宮城清政君 それでは、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって8番 花城清文議員、9番 赤嶺雅和議員を指名します。

日程第2．一般質問

○議長 宮城清政君 日程第2．一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。10番 大城 毅議員。

[大城 毅議員 登壇]

○10番 大城 毅君 それでは、一般質問を申し上げます。まずこれまで町立保育所は、宮平保育所1園で他の認可保育園とともに町の保育行政を担い、保育に欠ける子どもたちの保育、新しい保育制度の下では保育を必要とする子どもたちの保育に大きな役割を果たしてきました。町の保育行政の前進を図る上で、行政自身が保育の現場を担うことがそのことに大きく寄与してきたことと思います。認可保育園の状況や、また何より子どもたちの育ちや状況、お子さんを保育園に預けなければ仕事に行けない町民保護者の気持ちや立場、更に保育に情熱を傾ける調理関係を含めた保育士はじめ保育の専門家の皆さんの立場や思いも行政自らが保育現場を担うからこそ理解が深まり、血の通う保育行政ができる基盤があるものと理解しています。保育に係わっている全ての皆さんに改めて敬意を表するものであります。その上で改めて伺います。町行政は、これまで町立保育所の意義をどのように説明してきたでしょうかお答えいただきたいと思います。

（2）町立保育所の意義がより高まるよう、取り組む考えがあるかどうかお伺いをいたします。

次に、これは私事で恐縮ですが、私には高校生の娘が3人います。3年前までは3人も中学生でした。その子どもたちから今でもたびたび聞きますけれども、学校給食で出るイナムルチ、味噌汁、揚げパン、大好評でした。牛乳もとてもおいしいということをしていました。学校給食は、その意義や目標を達成する上でその大きな役割を果たしています。改めて共同調理場の調理員の皆さんはじめ給食に係わる皆さんに感謝申し上げます。

その上で伺いいたします。今年度4月からの学校給食の内容がどうなっているかということで、学校給食賄費について、昨年度までであった一般会計からの補てん分が今年度計上されていません。保護者負担分が変わっていないのであれば、内容の変更しかありません。4月以降、どのようになっているのか伺いいたします。

次に、町道129号線の未舗装部分の整備を求めるといふことでお伺いします。数字だけでは分かり辛いかも知れませんが、町道255号線、これは高速道路の側道、両方とも一方通行ですが与那覇から喜屋武に向かって行く路線です。そこから町道125号線、ちょうど南城市との境界線に沿って延びている路線ですが、この起点付近が未舗装で周辺を耕作する町民が大変困っています。早急に整備をする必要があると思いますがどうでしょうか。どうしても未整備のまままでこれまできたのでしょうか。このことについても伺いいたします。

それから、この道路には、たぶん農業の基盤整備で整備されたと思われる側溝が付いておりますけれども、この排水路に南城市側から流れ込む排水路を今、南城市が整備をしているところです。付近の耕作者によると、今でさえたびたびオーバーフローしているということです。南城市の整備が完了すれば、流速が速くなりますますオーバーフローの機会が増えることが考えられます。町の町道整備と併せて改善をする考えがないか伺いいたします。

次に、これは県道の話ですけども、たびたび大城 勝議員にも取り上げていただいております県道86号線、喜屋武91番地、これは照屋十字路から翔南小学校に向かって行く500メートルぐらい行った所ですかね。ちょうどそこだけ用地が確保できずに歩道部分がない状況が長い間ありました。大変危険な状況で、今でも車のすれ違いも危険ですし、もちろん歩行者にとっても危険な状況であります。用地の問題とされていましたが、建っていた建物が撤去されて更地になっています。歩道整備の進捗状況がどうなっているのか伺いいたします。以上についてお答えをいただきたいと思います。よろしく願いします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目、町立保育所の意義を問う(1)についてお答えします。町立保育所の意義としましては、冒頭、毅議員が述べられたように全く同様の理解をしており、保護を必要としている子どもと支援を必要としている子どもへの対応として大きな役割を担っているとこれまで説明してきております。

(2)についてお答えします。発達支援の必要な子やアナフィラキシーへの対応など、町立保育所で培った知識と経験を認可保育園等へ伝えることも必要なので、今後も町立保育園の意義を高めるように取り組んでまいります。

質問事項3点目の町道129号線の未舗装部分整備を求める(1)についてお答えします。現在、町で行っている道路整備は、6路線であります。今後も利用度の高い道路整備を優先的に整備をしていくことにしており、ご指摘のある町道129号線の早急な整備については厳しい状況であります。その間は、通行に支障のないように、損傷等があれば維持補修等で対処をまいります。

(2)についてお答えします。南城市の計画によりますと、町道129号線の既設側溝で十分機能を果たせることとなっております。側溝柵内に農業用ホースがいくつも入り、草が絡まっている状況が見受けられることから、ホースの整理の指導と維持管理を強化してまいります。

4点目の県道86号線、喜屋武91番地付近の未整備歩道の整備進捗状況についてお答えします。県道86号線、喜屋武地内の整備進捗状況は、6月末に工事請負契約を締結して、年内の工事完了予定となっております。以上です。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 大城 毅議員の質問事項2、学校給食に関するご質問にお答えします。(1)のご質問でございますが、学校給食の牛乳、パン、米飯等については、例年どおり提供を行っております。おかず、デザート類については、安価で仕入れのできる産地からの食材を増やし、工夫を凝らして給食を提供しております。以上です。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 それでは、まずご答弁ありがとうございました。町立保育所について議論をしてみたいと思います。答弁を副町長に述べていただきまして、冒頭私からのお話についても同様の認識だと付け加えていただきましたけれども、答弁としていただいたこの2行の言葉についてはいつどのような場でどなたがおっしゃったのか。このことについて明確にしていきたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。この件に関しましては、いつ、どの場でもかそういった記録、資料等も今手元ございませんのでお答えは難しいのですが、ただ、機会あるごとに同じような考え、内容のことを公立保育所の役割として問われた場合はそういう考えであることは常々申し上げていることではございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 私はちょっと残念な感じはします。わざわざ通告を出してどのように説明をしてきましたかとお聞きしたわけですが、例えばいついつの議会答弁なり、あるいは施政方針演説なり、その中でどういうふうに表示したということもきちんとその根拠を示して答弁をいただくものだど期待をしておりましたが、残念なことにそうなりませんでした。一方、今年度の予算説明書『ハイさいよ～さん』の中では、63ページでどのように述べていますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 町立宮平保育所は、唯一の町立保育所であり、働く父母が安心して預けられる場として家庭に代わり子どもが安全で楽しく生活できるように努めています。町立宮平保育所と法人保育園は共に国の基準を満たしており、保育内容について違いはありません。しかし、多様化する保育ニーズに応えていく取組や特別な支援を必要とする子どもへの適切な対応と早期発見が望まれるようなケースについて、町立保育所が先駆けとなって取り組んで、法人保育園の模範となる役割を担っています。となっております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ただいま述べていただいたのが私は最新の町の見解だと受け止めております。間違いのないと思います。それからすると、冒頭あった答弁はちょっと簡潔に過ぎると言うか、はっきり申し上げて内容が薄いです。要するに、保護を必要とする子どもと支援を必要とする子どもへの対応について役割を持っているということであれば、他の認可保育園とどこがどう違うのですか。このことを明確にさせていただきたいと思います。いかがですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 今、『ハイさいよ～さん』で述べておりますことを、われわれは常にこの宮平保育所運営事業、公立保育所の役割を考えております。今回の毅議員への答弁におきまして、簡潔に述べ過ぎと言えはそのご指摘になろうかと思いますが、われわれとしては公立保育所の役割は常に先ほど述べましたその役割があると、その中で特にこういう部分がありますということで今回のこの答弁となったということでご理解いただきたいと思ひます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 私も必要な資料を持ってきていないのですけれども、答弁であった用語は正しいのですか。保護を必要とするというのと、支援を必要とする子どもへの対応とありますのは、保育を必要とする子どもではないのですか。いかがですか。子ども・子育て支援事業計画あるいは支援法、そういったものとの関係で聞いています。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 この部分は特に公立保育所として共通している部分でございます。当然、公立保育所、それから法人保育所は、そこに入所するお子さんは保育を必要とするお子さんですからこれは皆同じです。その中において、特に公立保育所の役割ということで敢えて強調させていただいている部分でございます。緊急的保護の必要な子ども、虐待等でのニーズも出てきております。ですから、そういったことに即対応できる部分での役割あるいはどうしても1対1で加配を付けて保育しなければならない重度障がいを持っているお子さんとか、そういった早急にと言いますか臨機応変の対応はやはりしやすい、またその役割を担っているというのがわれわれの認識です。今回の答弁は、特にそういった部分を強調したかたちとなっております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 よく分かりました。決して保育ということを保護に書き間違えたわけではない、保育を必要とする者を保育するのは当然であってそのことは述べて今おっしゃったような緊急な保護を必要とする部分を述べたということで、そのことについては部長の答弁にあったように公立保育所だからこそこの点を任務と言うか仕事としてやらなければならない認識を持っておられるということで理解をいたしました。ありがとうございました。

次の質問ともほぼ重なるわけですが、(2)の答弁ではアナフィラキシーへの対応などを例に挙げて答弁しておられます。これまで議会でも確か浦崎みゆき議員が取り上げたことがあったかと思いますが、そういった経験が宮平保育所にあるということで聞いた記憶があります。そういったことなどが取り上げられて答弁されたものだと理解しておりますけれども、そのように培った知識と経験を他の町内の認可保育園にも共有できるようにという趣旨で、そういった意義が高まるように取り組みたいという決意は重く受け止めたいと言うか同意したいと思えます。更に言えば、私は町立の保育園だからこそその強みを生かして、また今もたぶんやっておられると思えますが、役場の中には保健の部署もございます。それから、学校も教育委員会もおられます。関係する機関と緊密な連携を取って子どもたちの保育を行うと、保健のほうで例えば発見されると言うか気付く対応が必

要なお子さん方との情報の共有だとか、あるいは小学一年生に上がっていく上での必要な連携、そういったことなどが行政だからこそ十分な緊密な連携が取れる条件がある、そういったことを生かすことが町立だからこそより恵まれているし、またやる可能性があると思いますが、当局はどのようにお考えですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 毅議員おっしゃいますように、公立保育園は行政機関でありますので、やはり他の機関との連携が取りやすいことはまた公立保育園の一つの担う役割、そして重要な部分だと思っております。例えば町内の法人保育園の皆さん、宮平保育所も含めてですが、保育士の皆さんを一堂に会しての研修会も毎年行っております。ここ数年は町の保健師、栄養士による乳幼児健診から見えてくることとか、乳幼児の健診の中からこの子どもたちの現状、体の状況等、そういった部分を皆で勉強する研修会も開催しているところでして、今後ともこういったかたちで公立保育所と他の保育園との連携強化をして町内の保育の充実に努めてまいりたいと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ありがとうございます。最初にも申し上げましたように、やはり町自身が、行政自身が保育を直接担っているというこの経験が、様々な面でプラスに働くようにする、また働ける条件があるし今もそうしていると思っておりますので、ぜひその強みを生かして町内の子どもたち、保護者、そして保育関係者の皆さんにプラスに働くようやっていただきたい。そのように思います。昨日か一昨日の議論でもありましたけれども、保育士のなり手が少ないという状況がある中で、どこの認可保育園も苦勞されているように伺います。そうした中で、保育現場の状況の把握、役場が直接雇用している保育士の皆さん、保育関係者の皆さんと、民間が、あるいは法人が雇用している皆さんと条件が若干違うのかもしれませんが、それでもやはり子どもを保育するという一つの仕事をやっているわけです。先ほどおっしゃった一堂に会しての研修会、情報交換も含めてぜひ保育関係の皆さんの勤務環境あるいは処遇改善、もちろん簡単なことではないかもしれませんが南風原町の保育は地域全体として他の模範となれるような、そういう条件があるのは公立の保育所ではないかと思っておりますので期待したいと思っております。学校と直接比べることは難しいかも知れませんが、学校はもちろん役場が経営しているわけですね。私立の小中学校もあるわけですが、大半は役場が直接運営しているわけです。ところが保育はそうっていない。かなり割合が低い。公立の果たしている割合が低い。私はどこも同じじゃないのかなとは思うのです。確かに教育は憲法上、無償となっているという側面があるのかも知れませんが、役場が責任を果たすという意味では学校で教育に責任を果たすというこ

とと保育に責任を果たすと公的に責任を果たすということは同じように捉えられるべきだと考えておまして、まだ新しい保育制度に変わったばかりですが、今後も民間の保育を担う機関の多様性と言うか自由化と言うかそういったことが広がってくる中で、いわゆる直接契約制ということも議論されたりしています。今は役場が介在していますが、そうせずに直接契約するとなると、法人からすればより手間のかかるお子さんは遠慮してもらいたいということが出てきてしまってもおかしくない。でも役場がやる以上は、そういったことはしないはずで、できない。そういうこともあって、私は最後のセーフティーネットとしてぜひ公立保育所はもっともっとその意義を高めていただきたいということで、今日の答弁は受け止めたいと思います。保育園の意義に関してはこれで終わります。ありがとうございました。

それで、学校給食についてですけれども、答弁ではいくつかありましたけれども具体的にお聞きします。その前に、これも釈迦に説法ですけれども、学校給食は児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり且つ児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであると、これは学校給食法の第1条にうたわれています。その上で7つの目標を設定していますね。この7つの目標を説明してください。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 7つの目標が今手元にありませんが、学校給食の意義について私なりの認識を説明したいと思います。まず、学校給食の意義としては、児童生徒の健康の増進、体位の向上及び正しい食習慣の形成を図ること、また教師と児童生徒の心の触れ合いの場をつくること、集団生活を体得させ、協働、協調の精神を身に付けさせることだと認識しております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 およそそのようなものだと思いますけれども、これも学校給食法第2条にうたわれておりますけれども、適切な栄養の摂取による健康の増進、それから日常生活における食についての正しい理解を深め望ましい食習慣を養うこと、学校生活を豊かにし明るい社交性及び協同の精神を養うこと、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることに理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと、食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め勤労を重んずる態度を養うこと、わが国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること、食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導くこと。というようなことが学校給食法でうたわれていると私も学習しました。今回、予算計上の在り方が変わったことによって、おかず、デザート類については安価で仕入れができる産地か

らの食材を増やすなどして工夫を凝らしているとのことでありましたが、具体的に例えばこのようなことをしているか確認をしたいと思います。国産から外国産に変更するというをやっていますか。やっているとすればどういった食材ですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 具体的には豚肉、ミンチを県産からメキシコ・カナダ産への移行を行っております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 今、豚肉についてございましたが、他にはありませんか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 特に主なものは肉類について外国産、また野菜等は県内産から県外産というふうな移行をした食材もあります。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 分かりました。それから、デザートについてもそういうことですか。安価でできるようなものに変えたと理解してよろしいですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 デザートにつきましては、平成28年度は月平均2.6回でしたが、今年度は月1回ということで回数を減らしての対応となっております。

○議長 宮城清政君 10 番 大城 毅議員。

○10 番 大城 毅君 回数が減らされているということでもあります。それから、これまで町内産の野菜を活用する機会を作ると、要するに先ほど言った生産する方々との連携と言うかそういったことも学習になると思うのですが、地産地消と言ったりしますけれどもそういったことがどうなっているのかお伺いします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 主に町内産の野菜としてネギを活用していますが、これまで同様町内産の活用となっております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 事前に担当の部署と給食センターでお話させていただきましたけれども、その時、品目までお話しなかったかも知れませんが町産野菜の機会を減らすというようなお話も合ったかと思うのですが、そのことについてはその後どのように確認されたのか今の答弁と併せてお伺いします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 ただいまネギについて答弁しましたが、冬瓜については町内産から南城市産への移行を行っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 やはり以前から町内の野菜、もちろん献立はほぼ決まるわけですからその時期に5,000食ですか一定量の確保をしなければいけないというリスクと言えぱリスクでしょうけれども確実に取らなければいけないという条件はありますが、それでも努力をして町内の生産農家の皆さんが作ったものを子どもたちに提供する機会をたくさん作って欲しいと私もこの場で何度もお話をしてまいりました。むしろそういう機会をぜひ作って欲しいというのがおそらく町民の多くの声ではないかと思ひますし、生産農家からもいろんな品目はあるわけですが難しい条件の中でできるものをがんばりたいとおっしゃる方も多いと思ひます。そうした中、そこの努力に水を差すことになっているのではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 教育委員会としても地産地消に取り組んでいるところであります。全ての食材を地産地消したいところではあります、やはり量の確保と金額が大きな課題となっていることから、今後できるだけ町内産の使用について努めていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 一つは今回そのような予算の立て方が前年と違う、補てん分を計上しなかったことによる影響が今こうやって議論されているわけですね。その上で、順番はどう聞かかはあるのですが、まず給食の主人公であるのは児童生徒です。そして賄費の負担者は保護者です。この方々の同意はどのように取りましたか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 給食費については、保護者負担が原則となっておりまして、その給食費については例年どおりの金額となっていることから額については同意を得られているものと考えております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 保護者の払っている給食費は変わらない。けれども、内容が今言ったようにそれぞれ変わっているわけですね。このことについて、実質的には大きな変化があるわけです。生産場所が変わったり、先に言った肉類ですね、そういったことがあるわけです。私は、子どもたちや保護者の同意が必要だと思いますけれどもそうではないのですか。それは要らないという立場ですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 給食の献立、メニューにつきましては、安心・安全な給食づくりを念頭に、国の基準、文科省に定められた給食の基準に照らし合わせて提供しております。また、毎月のメニューについては、給食だよりということで各学校全児童生徒に事前に配布して説明をしております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 給食だよりを配っているから、給食費は上がっていないから改めて同意を得る必要はないと理解しましたが、それでよろしいですね。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 われわれもいろんな工夫を凝らして保護者への情報提供はしていると考えています。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 共同調理場の設置条例第4条に、共同調理場運営委員会というものがああります。この置かれている意味はどういうものですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 共同調理場の円滑な運営をするために設置されていると認識しております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 休憩願います。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時36分）

再開（午前10時36分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○10番 大城 毅君 運営委員会の構成は、学校長、PTA会長、その他教育委員会が適当と認める者となっていると思いますけれども、そこで学校調理場の運営を適切に行うためにといいことで委員会を設置するとなっていますが、ここに報告する必要はないのですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 こちらでも報告とはどういった報告か確認したいと思います。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今のは反問権ということでもいいと思うのですが、今申し上げたように町全体の学校給食賄費についての変更があったわけで、それに基づいて今議論したような内容変更がいくつもあったわけですから。そういったことについては、運営委員会に報告なり協議なりする必要はないのかということなんです。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 これまで毎年、運営委員会は開いておりましたが、実際の産地の仕入先とかこういったことについてはこれまでも協議してはおりませんでした。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 これまでもやっていないから今回の変更があっても必要ないという理解だとしか受け取れませんが、私は今回のような給食の内容の変更は、当然そういった委員会にも報告なりをする必要があるのではないかという立場であります。そのへんについては、立場が違うということだろうと思います。

では、この予算編成をする上で、教育委員会はそのような予算の組み方について当初からそういった方針で臨んだのですか。補てんしないという当初からの予算編成に臨んだのかどうかお伺いします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 教育委員会、われわれとしては例年どおり補てん分をお願いして当初要求しましたが、結果としてこういった状況になっているということになります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 町長、今お聞きになったように教育委員会としてはそういうような変更は予定せずに予算要求をしたということですが、結果としてそういうことになったということです。そうすると、私はこれまそれなりに大きな政策の変更だろうと思うのですけれども、これは今の答弁を聞きますと町長の政策の変更だとなるのですがそれでよろしいですね。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 われわれとしては、補てんというのが28年まではあったと、ただし、給食の基本、賄費については給食費で担ってもらおうというスタンスもございましたので、そういったことから29年度からはそれを賄費で対応してもらいたいという査定をしたということでございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 給食については原則、賄費で賄うというのはずっと前から同じことで、それを29年度で行ったということは、それまでやらなかった政策を今回導入したということですから、そのことは執行部がそういう立場に立ったと、町長がそういう立場に立ったということで理解したいと思います。もし反論がありましたらお願いしたいと思います。

それから、議会からは学校給食費の補てんについて、財源補てんはこれまでどおりの方針とすることという留意事項を付けております。このことは、役場でどのように対応されたのかお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 給食費につきましては、近隣でも行っていますので、補てんも含めて財政当局と連携を取って、今後の給食費の在り方についても調査研究してまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 時間もございませんので、町道129号線についてですけれども、現在、6路線整備中だとありましたが、それを説明してください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 現在、補助事業で行っている事業が6路線ございまして、街路で言えば宮平学校線、そして津嘉山中央線、そして津嘉山中央線の2工区、道路であれば町道5号線、そして町道10号線、町道73号線の6路線を整備中であります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 それは分かりました。道路台帳というものがあまして、道路現況というものがその中にあります。現在の道路の舗装率はどのようになっていますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 未舗装道路の率が0.56パーセントとなっておりますので、未舗装道路分含めて99.5パーセントとなっております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 これはもうご存知のことですけれども、今年の3月27日付の道路台帳では12.4パーセントが未舗装ということになっているのです。ところが、事前の質疑やり取りの中で誤りがあったということで調べてもらいました。その経過を説明してください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 大きな要因としましては、那覇空港自動車道整備において工事車両が通る、あの当時は宮平の農道あるいは喜屋武の農道についてもほとんどが砂利道でございました。未舗装道路です。

（「休憩願います」の声あり）

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時45分）

再開（午前10時45分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○経済建設部長 金城敬宝君 町道の未舗装道路については、平成22年ごろでしたか、きめ細かな交付金ということで国からの経済活性化の事業がございました。そういった事業あるいはまた町の単独事業で舗装したものがあったのですが、これを道路台帳に反映させていなかったのが大きな要因となっております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 道路台帳が正確ではないということですよ。ただちに直さなきゃいけないはずですので、ぜひ直してください。そして、町道で言えば0.5パーセントしか未舗装がないということですから、今私が指摘している129号線はわずかしかない未舗装のうちの1つなのです。ぜひこれは早急にやるべきだと思うのです。確かに他の事業がありますけれども、これはぜひやる必要があるのではないですか。改めてご答弁願います。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 現在、未舗装道路が町道で3本ございます。その中の1本が129号ということです。129号線の総延長が498メートルのうちの120メートルが未舗装となっております。そういうことで、補助事業の道路6路線をやっておりますし、また

単独で持っている舗装工事もございますけれども、そこに緊急を要している集落内の道路とか生活道路を優先的に轍とか穴ぼこのある補修などをやっておりますのでこれが落ち着き次第、その3路線の未舗装分に目を向けられるのかと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 優先度の高い所の客観的な資料をぜひ後で示していただきたいと思ひます。客観性の担保を示していただきたいと思ひます。

それから、水路については、南城市の計画によるとということであつて、ぜひ町自身がこの実態を把握していただきたいと思ひますけれども、いかがですか。

○議長 宮城清政君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 南城市の設計を見てもみますと、必要の流用量の1.3倍の断面で設計されております。うちの取付を見ますと、それよりも大きくて1.5倍ぐらいの流用量に対応できることになっておりまして、溢れるという実態があるとのことですが現場を見ましても農業用ホースがいくつも柵の中に入ったりしております。柵の中では草木が絡まっているという現状がありますので、このへんの維持管理の整理ですね。要はこれがどんどん絡まっていつて断面を小さくしてしまつて溢れたとしか考えられないものですから、維持管理を徹底することと、農業者にはそういうものの整理をしていただきたいと考えています。また、上流の整備で素掘りからコンクリートになりますので、草木が入り込むのも少なくなると思ひます。設計情報を見ても問題は無いものと考えております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ぜひ実態に合わせて対応していただきたいと思ひます。それと最後に県道の件ですが、改めて用地がいつ確保されたのか、それから入札はいつ予定されているのか、工期がどのぐらいなのか、これについてお答えいただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

(「休憩願ひます」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前10時51分)

再開 (午前10時51分)

○議長 宮城清政君 再開します。

○経済建設部長 金城敬宝君 用地の契約については把握しておりません。ただ、私の記憶している中では、平成26年ごろに地権者と南部土木、役場が一緒になって話を進めておりました。その中で、設計を入れてみないとどれだけの面積の購入が必要なのかが分からないということがございましたので、ただ、設計図面を見ても平成27年10月に工事設計ができておりますので、これからしますと27年以降28年かと思慮されます。

入札については、これは今週確認していますので来週だと確認を取っております。来週中には契約まで予定していると。工期は5カ月ほどを予定しております、年内には完了予定となっているようでございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ありがとうございます。ようやく県道の改善が図られるということで大変期待しております。ぜひがんばっていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時53分）

再開（午前11時05分）

○議長 宮城清政君 再開します。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。2番 新垣由雄議員。

[新垣由雄議員 登壇]

○2番 新垣由雄君 本日2番目の一般質問を行ってまいりたいと思います。通告書にしたがって読み上げた後に一問一答で質問してまいりたいと思います。本日は、3点の質問を準備しております。まず、1番目の待機児童解消についてでありますけれども、平成27年度よりその事業制度が取り入れられてから町の皆様方には非常にごんばっていただき、認可外保育園から認可保育園への移行、そして新設等々と非常にごんばってこられたことを評価したいと思います。それに伴う質問でございますけれども、（1）待機児童が今年度何人になり、次の計画としてはどのようなになっているか。（2）保育士養成の助成対象者は何歳までか。（3）認可保育園での保育士採用は60歳以上でも有資格者であれば可能かという質問です。

続きまして質問2番、与那原・南風原バイパスの進捗状況と整備についてお伺いします。この与那原・南風原バイパスは、国道329号線の交通緩和に対してのバイパス工事でございますけれども、近年、与那原町にMICE建設の計画がされております。それに伴う質問としまして（1）バイパス工事の与那覇地区区間の進捗状況と全体開通の時期はいつか。

(2) バイパス関連区域に一部通行危険と思われる箇所があるが整備ができないか質問いたします。

質問3番、公園建設についてですけれども、これは平成26年の第3回一般質問において、私が質問した問題ではございますが再度質問してまいりたいと思います。(1) 与那覇地域への公園建設は、今後計画されているか問う。(2) そして今後どのような経緯をたどっていくのかお伺いしたいと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目の待機児童解消について(1)にお答えいたします。待機児童は、6月1日時点で170人となっています。現在は町子ども・子育て支援事業計画に沿って保育園整備を進めており、平成31年度に待機児童ゼロは達成していきけるものだと考えています。

(2)についてお答えします。県の実施要綱では、特に受講者の年齢制限は設けられておりません。

(3)についてお答えします。多くの認可保育園の就業規則によると、原則として定年は60歳となっているようですが、定年後に本人の希望があれば1年更新で再雇用をしている状況であります。また、1園のみ就業規則で65歳までの園はありましたが、今まで新規で60歳以上の有資格者を採用したことはないということでした。年齢的なこともありますが、適材適所であれば採用の可能性はあるということでもあります。

2点目の与那原・南風原バイパスの進捗状況と整備について(1)にお答えします。与那原バイパスの与那覇地区区間については、那覇空港自動車道から町道2号線区間、園長で0.3キロメートルが平成25年10月に暫定2車線で開通済であります。残る区間の町道2号線から県道240号線へ、延長0.6キロメートルについては、平成30年度の暫定2車線開通に向けて工事を予定しており、31年には暫定2車線開通予定となっています。全体4車線開通の時期については未定ということでもあります。

(2)についてお答えします。当該道路は、与那原町の町道となっておりますので、道路管理者である与那原町と協議をして、国道整備と関連し安全対策ができないか要望をしております。

3点目の公園建設について(1)、(2)は関連しますので一括してお答えします。与那覇地区への公園計画については、現在整備中の公園である黄金森公園と津嘉山公園の2公園、また整備を中止している花・水・緑の大回廊公園も再開予定であることから、当該3公園整備の進捗及び町の財政状況を勘案しながら公園計画を検討していきたいと考えております。以上です。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 ありがとうございます。1番目の待機児童の今年度の計画としまして、山川保育園、ももの木保育園、それからマイフレンズの増改築、やまびこ保育園の認可化、同じくはなぞの保育園の分園等であると思われまいますが、次年度では待機児童がゼロになるというような答弁がございましたが、それはこの今年度の事業で可能なのかお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。現在の子ども・子育て支援事業計画で計画しております29年度の事業によって、30年4月1日時点の受入れでもってこの現計画では解消できる予定とはなっております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 それでは、今現在の170人の待機児童は、昨日のみゆき議員との質疑の中で0歳児から3歳児までの待機児童がほとんどだというような答弁がございました。その理由としましては、保護者の希望する園に入れられないから断りがあるとありましたけれども、その保護者が規模する保育園に入れなくてキャンセル的になっているのは何割なのかお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 保育所の入所申込みにおいては、第3希望まで申し込みを受けます。その第3希望も叶わなかったと、どうしてもその希望の保育園に行きたいとかそういった部分で待機になっているのは、資料を持ち合わせてはおりませんがそれも待機となる一つの理由であるということです。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 27年度から様々な事業を行ってきましたけれども、待機児童解消に向けての取組に問題点とかございましたらお願いします。今思い当たるところで結構です。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 これまで待機児童解消含め子育て支援に対して取り組んできた事業の中で、特に問題と捉えている部分はございません。ただしかし、施設整備については、いくつかの事情によりまして開園時期が遅れてしまったということはわれわれも課題と言いますか反省すべきと言いますか、どうしても計画通りにはいかないと感じたところではございます。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 分かりました。こればかりは天気等の工事の遅れやら諸々の理由があるかも知れませんが、今年度からそのようなことがないように業者にも計画どおりの工事ができるように指導しながら、計画が執行できるようがんばっていただきたいと思えます。

続きまして(2)の保育士養成の助成対象でございますが、これは県の実施要綱では特にないということでございます。子育て支援員の養成などがございましたよね。その養成講座には補助金などそのような支援はなかったでしょうか。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩(午前11時20分)

再開(午前11時23分)

○議長 宮城清政君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。保育士不足の解消としましては、県の事業でいくつかのメニューがございまして、保育士の資格を持っていない方が保育補助者として保育士の補助、お手伝いをするといった方々への保育士の資格取得を促すための講座、そういった県の事業はございます。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 そしてこのわが南風原町ではそのような方を採用とかしていますか。受けてもらって採用している方がいるかどうかお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 そのような保育補助者が県の事業を使って保育士の資格を取ったという方たちで、町が採用した保育士、そういう保育資格取得者というのは今のところいらっやしません。ただ、この制度が始まってまだ浅い年度ですので、民間の保育所に

は採用された方がいるかも知れません。そのへんの数字の把握はできていないと言うよりできないということでございます。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 ありがとうございます。現在、町には保育士不足というのが人数的に何人ぐらいというのは分かりますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それぞれ法人保育園で個別の、今現在何名足りないという把握はできておりません。ただ、町全体としてはやはり不足していると、昨日の答弁でも申し上げましたが、例えば一時預かり事業で保育士確保ができずに実施できない期間があったりといったことはございまして、保育士の確保についてはどこも四苦八苦と言いますか皆苦労している状況ではございます。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 今年度が170名の待機児童がいて、それに伴う整備事業としていろいろな事業があります。次年度は保育児童が増えるわけですが、今現在でも保育士は不足していると思いますので、その対策と言いますかそれを南風原町では考えていますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 保育士の確保については、待機児童を抱えている市町村全ての課題でありまして、南風原町のみならず国挙げて保育士のなり手確保という課題に取り組んでおります。そういう中で本町は、法人保育園の職員へ給与助成のかたちで取り組んでいるわけでございます。これは南風原町の法人保育園で仕事をするにあたってのインセンティブになる部分でございます。町からもこれだけ助成があるという部分が採用するにあたって条件の中に入れられると思いますので、そういった部分での支援です。あとは法人保育園の皆さんもオープン保育というかたちで、新たに保育士になる方々に実際現場に来てもらって保育園の雰囲気を見てもらって希望をもってもらうと言いますか受け入れやすくしていけると言いますか、そのようにして保育士のなり手を確保するような取組をしております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 分かりました。ぜひそのような取組を今後も続けていかれて、(3)の質問に移りますが60歳以上の雇用は保育園の就業規則によって違うと。ぜひ町からも60歳以上の有資格者の雇用ができるような規則改正等も推進しながら、また女性の皆さんの雇用にもつながると思いますので、引き続きそのようなことも保育園側に指導もしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 その件につきましては、法人保育園のそれぞれの就業規則で定めるものでございますので、われわれからそこを申し上げるのは難しいかと思えます。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 ありがとうございます。一日も早く保育士不足解消ができることを望みまして次の質問にまいりたいと思います。

バイパス工事の与那覇区間の進捗状況は、片一方は0.3キロ、片一方は0.5キロというこの質問の趣旨は、(2)と関連しますけれども10年ぐらい前にバイパスに関連する用地買収が行われまして、以前、与那覇地域の方の所有地でございました土地がこの国に移管してから整備等もなされず荒れ放題になっていると。そのために通行にも歩き難いというような状況になっているために、いつごろからこの工事に取り掛かるかという質問をしたわけでございます。関係地域への工事の説明等は行われてきているのか。そして、今後行うかを問いたいと思います。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 お答えいたします。町道2号線から240号線までの0.5キロについての工事予定説明会でございますけれども、南部国道事務所と南風原町、そして隣接している各自治会、6自治会でしたでしょうか、工事の連絡調整会議というのが年2回開催されておまして、その中で工事の予定時期とか説明が行われております。ですから、特に地域への説明会はおそらく今まで開催はなかったものだと思っております。工事の発注時期など自治会にもやっておりますので、そういうことで説明は受けております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 今工事をやっている所が北丘ハイツですよね。そのあたりから苦情やトラブルとかそのようなものが町にあったかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 北丘ハイツ前の工事がだいぶ進んできておりますけれども、地域からの要望等としては防塵処理等の問題あるいはダンプの交通量の問題というのがあります。これは行政懇談会でもございました。そういうことをこの連絡協議会の中で対策を講じるようにとやっております。苦情等は役場で受けてはおりません。スムーズに、苦情のないような対応をやっていただいたものだと思っております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 ありがとうございます。ぜひ、工事期間中はこのようなトラブル等々がないような指導等々もお願いしたいと思います。

2番目の整備箇所のことですけれども、こちらは私が調べたところ、与那覇の行政区の方が2世帯あるのです。与那原町の大見武区域2班、3班の方々は全部こちらから国道329のバス停まで歩いて通勤通学の道路になっています。そして、この交差点近くに与那原中央病院の職員駐車場が3カ所、ABCとあります。Aの駐車場には120台、Bの駐車場には45台、そしてCの駐車場には60台、延べ225台の方々がここに駐車をして、その箇所を朝夕通勤に通るわけなのですね。同じように、現場を見たと思いますが、危険度は高いです。中央病院の課長さんに問い合わせたところ、職員の皆さんも非常に危険を感じながら通勤をやっているそうです。以前、与那覇地域の方の所有地があれば与那覇地域から相談もできますけれども、南部国道さんの所有地になっていますので、ぜひとも町の力がが必要です。強い要望、要請をお願いしたいと思います。大丈夫でしょうか。お願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 議員さんがおっしゃっている道路につきましては、与那原の管理している与那原町道でございます。確かに幅員も狭くて大変危険な道路だと認識しております。今回、与那原バイパスの工事、そしてそれに伴う県道240号線の迂回路切り回しが出てきますので、この工事の際には安全対策ができないかどうかということは要望していきたく思っています。ただ、道路については与那原町道でございますので、将来、この道路については与那原町に移管される道路となります。与那原とも確認をして要望してまいりたいと思っております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 町道は与那原の町道かも知れませんが、与那覇の住民、南風原町民も通行します。この仮通路というのは、与那原の町道とは関係なく、南部国道さんの土地から迂回路みたいなものを造るわけなので、どこの町道であるとかこだわる必要はないと思うのです。南部国道さんに強く要請して、ぜひとも今年度、来年度ぐらいから工事に入るのは分かりますけれども、その間、毎日というぐらい通勤通学があるわけですので、強い要請を希望いたして次の公園建設の問題に移りたいと思います。

まず、国の定める都市公園の敷地面積の基準と言うのですか、1人当たりの面積基準はどれだけで、町の1人当たりの公園面積はいくらになっているかお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 国が定めている都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準については、10平方メートルとなっております。これは市街地の都市公園の場合は、5平米ということで、一般的には10平米となっております、町の現在における1人当たりの都市公園面積は5.7平米となっております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 公園法に定めるところで、1人当たりの面積が10平方メートルという基準もございますけれども、第五次総合計画の中に町の目標値というのが満足度というように表示でうたわれておりますが、その44パーセントから5年後には50パーセントまでに上げるという目標値がございます。どのような取組をしていくお考えですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 町民の公園に対する満足度でございますけれども、これは総合計画を作るにあたって住民アンケートを取ったデータとなっております、平成27年度においては公園や緑地の保全や充実に関する満足度ということで44パーセントとなっております。そして、今回の第五次総合計画における目標値、平成33年度までに50パーセントとなっておりますので、現在進めております黄金森公園、そして津嘉山公園、ウガンヌ前公園は完成しましたので津嘉山公園を整備することによって町民が望んでいる50パーセントには達するのではないだろうかということで、目標として50パーセントとしております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 5年間で50パーセントに持っていくわけですよね。今後の町のこの目標達成のために今までやった事業等ではなくて、景観とかいろいろあると思いますがそのようなものをどのようなビジョンを持っているかをお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 将来のビジョンと言いますか、今進めている中では公園もそうなのですが景観計画を現在策定中でございます。それも含めて町の公園の目標も含めて、都市公園としては町民の1人当たりもまだ5.75平米ですのでこれも10平米に近づけていけるような方策を取っていきたいというような考えを持っております。ただ、財政的な状況もございますのでなかなか思うように進まないのも現状でございますので、都市計画決定した公園を整備することによってそれは達成するものだとなっておりますので、それに向けて町として進めていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 部長にお聞きしたいのですけれども、国の定める公園法において公園の目的はどのようにうたわれておりますか。お願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 都市公園法の第1条に目的というのがございまして、その中で都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とするとなっております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 以前に私がこの公園問題の質問をした時、目的としまして、住み良い環境づくりを進める上で町民が身近な場所で幅広い世代の交流を図り、健康づくりや青少年健全育成の観点と北地区公共施設整備の観点からこの公園が造れないかというような質問をしております。今、目的の中に公共施設の福祉等も入っています。財政も厳しい折りとは重々分かりますけれども、今後、そういう南風原町北地区の、与那覇地域の要望等を勘案して、与那覇地区の公園計画を行う必要性というものは変わらないかどうかお聞きしたいと思っております。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 与那覇地区の公園の必要性ということでありますけれども、やはり整備中の公園が2公園、そして今休止している公園が1公園ございます。この整備中あるいは休止している公園のある程度の目途が立たないと今後の計画はできないものかと思っておりますので、確かに公園にはいろんな目的がございますけれども、やはりまずはこの公園の目途を付けないと検討できないものだと思っております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 近い将来、ぜひとも北地区に公園ができることを希望いたしまして、最後に町長にお伺いしたいと思います。町長は、約20年近く南風原町の町長としていろいろな施設等々、与那覇のコミュニティセンターも造っていただきました。町民からも、そして与那覇区民の方からも良い町長だというような評価をいただいております。今後、与那覇地域にこの公園建設ができるような努力を町長はなさるかどうか、最後にお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 町全体どの地域においても公園、広場というのは一番大事だと私は思っております。その中で与那覇地域においては住宅が張り付いて大きな公園、スペースが厳しい状況です。そこで残されている拝所があります。そういう拝所を再度整備しながら、地域の皆さん方が行って憩える触れ合いの場所にできるような状況、こういう小さなものも積み重ねていくことが大事ではないかと思っておりますので、大きい公園ができない箇所においては街区公園のようなかたちで、身近な人たちが憩える場に持って行けるような整備をやっていくことも大事ではないかと思っております。せつかくあるものをよりきれいなかたちに再生させていくことも大事ではないかと思っております。

○議長 宮城清政君 2番 新垣由雄議員。

○2番 新垣由雄君 町長、与那覇は確かに小さい広場はいくつもあります。しかし、3年前に質問したとおり、少年野球の子どもたちは宮城公園に行って練習しているのです。例えばこの公園が与那覇地域にあった場合、子どもたちはそこで遊んだりスポーツをしたりができて、高齢者は孫たちの成長を見守ることができるのです。小さい公園も確かに必要かも知れませんが、そのようなこともございますのでぜひ与那覇地域に公園がで

きるようなご尽力をお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前 11 時 55 分）

再開（午後 0 時 58 分）

○議長 宮城清政君 再開します。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。13番 玉城 勇議員。

[玉城 勇議員 登壇]

○13番 玉城 勇君 今回は、去った3月に事情がありまして取下げをしましたがけれども、同じ質問でございますので一つよろしく申し上げます。

それでは、質問をさせていただきます。1点目に、災害応急対策について。（1）町内の建設業者と災害応急対策及び協力等業務要請出動体制協約がなされているかでございます。（2）町とすでに締結されている各種企業との間で災害応急対策業務にかかる協定等締結はどのような内容か。

2点目、不法投棄防止について。（1）最近、南風原町内にも不法投棄が増えている状況であります。投棄者は探せるのか。（2）家電品等購入時に製造元及び販売店に対して製造番号を記入する協力要請ができないかでございます。

3点目、新保育園建設の進捗状況についてお伺いします。（1）新保育園の建設進捗状況及び開園の予定時期をお伺いします。（2）新保育園の建設費は当初計画に対して増減があるかどうかお伺いします。（3）平成29年度に保育園建設も含めての計画はどうなっておりますか。以上、3点について伺います。よろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目の災害応急対策について（1）にお答えします。建設業者関係との協定は、南風原町電水会と災害協定を締結しております。（2）についてお答えします。現在、避難場所の提供に関する協定としては、イオン南風原店や株式会社りゅうとうと協定を結んでおります。その他にも、沖縄コカ・コーラボトリング株式会社や沖縄ヤクルト株式会社、サントリーフーズ沖縄株式会社との飲料水の提供に関する協定、更に沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会とLPガスの供給に関する協定、西日本電信電話株式会社沖縄支店と災害用特設電話の設置利用に関する協定等を締結しております。

質問事項2点目の不法投棄防止について(1)にお答えします。不法投棄の現場を調査し、与那原警察署へ調査及びパトロールの依頼を行い、投棄者の特定に向けて連携して取り組んでおります。不法投棄者の特定については、本人特定につながる物が投棄物にあれば可能性はありますが、多くの場合は特定が困難な状況です。

(2)についてお答えします。現行制度では、家電製品と購入者の個人情報を結び付け、製造元及び販売店に対しその情報を求めることについて協力要請することは厳しいと考えています。

質問事項3点目、新保育園建設の進捗状況について(1)にお答えします。新設のやまがわ保育園が8月末完成で10月開園予定、同じく新設のももの木保育園が9月末完成で11月開園を予定しております。

(2)についてお答えします。当初計画の協議段階と比べて、やまがわ保育園は減額、ももの木保育園は増額となっています。

(3)についてお答えします。南風原町子ども・子育て支援事業計画における平成29年度の計画では、保育所施設整備として、やまびこ保育園で60人増、認可保育園の定員増として1園で30人増、保育所既存定員の見直しとして11カ園にて121人増、認可外の認可化として1カ所で41人増、保育所の分園等として3カ所で90人増、小規模保育事業として2カ所で38人増、合計で380人の増となっております。以上です。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 それでは、1問ずつ再質問させていただきます。1点目の災害応急対策についてでありますけれども、町内の建設業者ということで質問しておりますが電水会ということでもあります。電気、水道の工事、一部土木工事もやっているメンバーだと思っておりますけれども、その団体との災害協定が結ばれているということで大変良いことだと評価します。そこで、その他の業者、業種もいろいろありますけれども、特に以前は南風原町土木会、建設部会等があつて、そこの協定も結んで協力関係もあつたと思うのですが、現在そのような団体との締結がないということでございますので、それはどうして今はなくなっているのか、今後はどのように考えているのかそれをお答え願いたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 土木建設関係の業者ですね。以前ですが、ある業者の構成で組織なされていたということでございます。実は応急の正式な締結はやられていなくて、私が先ほど申し上げた構成での組織が一旦解散したということを知っておりました。商工会を通じて最近の動向を確認したところ、再度またその土木建設業者のグループが構成され

たことを聞いて、ぜひ今後、早いうちに災害応急対策の協定の締結を進めていきたいと考えています。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 ぜひそのように進めていただきたいと思います。商工会もこの建設部会の立ち上げを急いでいるようでありますけれども、やはり先ほど部長が言ったようになかなかまとまっていけないということでちょっと時間がかかっておりますけれども、ぜひ早急に部会の立ち上げをしていただいて、町との協定を結んで、災害のときには資機材を持っている業者ですのでそれが利用できるようなお互いの協定をぜひ結ぶべきだと思います。それと、やはり災害が発生した場合、ライフラインを確保することが一番大事でありますので、そのあたりにも業者あるいは多くのスタッフの皆さんの技術が必要でございますので、それからしても早めにまず一部の企業あるいは団体とも、場合によってはその業者の組織とも話し合いをされて、それがいつごろに目途がつくのかそのへんを協議すべきだと思いますけれども、今、執行部からその業者に対しての持ちかけというのはあるのか。それをどのようにお考えなのかをお願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 今手元にある建設業者会、ある1つのグループというような予定されているのが19事業所とございまして、直接この構成する会社の方とお話はしていないのですが、商工会を通じてそのわれわれの意図は伝えております。そろそろ台風のシーズンがまた到来しますので、できるだけ早い時期に、現状の構成でもいいという考え方も持ちつつ締結を進めていきたいと考えています。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 実は、先日、翔南小学校で防災訓練もございました。その時は電水会の皆さんが南部水道企業局から提供された水の配管あるいは給水の袋詰めとかそういう作業が見ることができたのですが、やはり日ごろからそういう締結をやって、その訓練をしておかないと、いざ災害が起きた場合はそれぞれの企業は動きが取れなくなりますので、やはり早めに締結をされて訓練をすることが大事であります。できるだけ早めに取り組みをお願いしたいと思っております。

それでは、(2)の確認をしていきたいと思えます。現在は、まず避難場所、飲料水、ガス、災害時の電話、この4点でありますけれども、しかし、最初に確認をさせていただきますがこの災害用の電話というのは無線電話なのか。要するにこのラインが切れた場合に

どのようになるのか。それから、飲料水、ガスにしても使用料が発生するのか。後日、その代金が発生しているのかどうかお答えをお願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 この飲料水につきましては、基本的に何リットルまでは提供するというような協定になっています。この協定からすると、それを超えた場合にはその後請求が来るということも考えられます。通信については、おそらくこの有線で繋がっている部分、そうじゃない部分の両方あると思いますので、有線・無線それぞれで対応されることかと思えます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 まず電話についてですけれども、有線になるとそのラインが切断された場合のことを考えると、更にその修理しなければいけませんのでそのへんの時間的なことはどうなるのか、対応的にいいのかどうか。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 今のご質問のいわゆる通信に関するご質問にお答えします。まず、協定ではこの当該利用料金が発生しないように措置を講じるということで協定がなされております。もちろん、目的外利用になった場合は後日料金を取るし、またその機械設置における費用はまた後ほど請求するという内容になっています。通信費はかからないようになっております。今のが有線の話です。また、別に無線についても協定を結んでおります。以上です。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 そのへん、後日負担があるのかというのがちょっと分からないところがあるものですから、その正確な数字が分かればいいのですけれども。水であれば何リットルまでは無料だと、その後については何リットルに対して何円出るとかぜひ知らせていただきたいと思っております。

それから、一番大事なのは電話だと思いますけれども、その電話についてももう少し確実な取り決めがあれば、今は敷材については無料だと、しかし設置費は出るということのようですので、もう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 協定の中にまずこの災害電話の利用状況については確認をしていく内容がございまして、甲（南風原町）、乙（西日本電信電話株式会社）で、すみやかに当該利用が発生しないような措置を講じ、その旨を乙に報告し、甲の目的外利用により発生した分の利用料は甲が負担するものとする。前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続するような場合には、抜本的な措置を協議の上講ずるものとするということがあります。またこの場合において災害用の特設電話の撤去を行うこととなった場合には、撤去に関する工事費用等は甲が負担するものとするというような内容で協定が結ばれております。以上です。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 やはり実際にどれぐらい負担するかがまだ見えないものですから、そこはぜひもう少し整理をされて、町民にも分かりやすいようにやっていただきたいと思えます。それと、災害が出た場合、本部は1カ所になると思いますがしかし、各地域にまたがっていく場合に、各地域、部落単位でもいいのですがそういう所にも今の飲料水、ガス、電話の設置というのはその協約の中に入っているのか。そこはどうなるのか。本部のみの取付あるいは対応になるのか。そこはどのような協約が結ばれていますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 避難所が何カ所置かれるか。本部は1カ所です。ただし、この避難協定には何カ所以内とか何カ所までとか書かれてございません。飲料水についても、町独自で確保しているのがあります。ですから、そのへんはできる限りという、量的には2リットルを何百本は提供するというようにありますので、その範囲内での対応になると思えます。それ以上になると、先ほど答えましたように有料になるかと思えますけれども、不足の分はできる限りの対応をしていただくということになると思えます。当然、災害の規模とかどういう部分に障害が出たとか、言い方は悪いのですがなってみないと分からない部分がありますので、それはできる限りの対応をしていただくのですが、具体的な何カ所までというような協定にはなっていないということでございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 災害が発生したらなかなか身動きが取れなくなりますので、もし可能であれば各地域に配置できるような協定の結び方と言いますか、できる範囲で避難場

所を広げていくという取組をぜひお願いしたいと思います。ですから、本町の場合は自主防災組織がありませんので、各地域、公民館単位でそれぞれの取組をしなければいけません。今、各公民館にコンテナで飲料水とか非常食とか保管されています。しかし、こういったものだけでは足りませんので、町で保管している毛布類とかいろいろあると思いますが、それらがどのように配達されるのか。あるいは何食分、何人分配達できるのかをぜひもう少し分かるように説明が欲しいと思います。本町の場合は、コンテナ設置はしたのですが、その中身の利用方法等がまだ訓練されていませんので、そのへんも含めて地域に対しても提案して訓練をすることによって関連の業者との連携が取れるようなシステムを造らなければいけないのではないかと思いますけれども、どのように考えておられますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 先ほども申し上げたように、災害は想定できません。各地域は一時避難場所という扱いでございます。それはやはり地域で大きく差が出てくるのか、全町的同等の被害が出るのか、そのへんも含めまして仮に国道329号より北の部分で被害が大きくて南の部分ではそうでない場合は、その地域のものも運んだりするかも知れません。様々なケースを想定していなければいけないこともございますので、それはそれである部分臨機応変に、ある部分はマニュアルが必要かということがございますので、やはり区長会とかそういう機会を通じて、一応今の時点で各自治会に配置している非常物資の確認とか、どこにどういったものがあるというようなことは地域でも確認していただくというようなことは毎年確認を行っていかうかと現時点では考えています。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 それでは、最後の確認をしたいと思いますが、町内業者との連携が必要ですのでその協定を急ぐこと、それから2番目の町内以外の業者との避難場所とか飲料水、ガスなどライフラインを確保するための協定がなされておりますので、次はこれに基づいた地域それぞれでの取組についてセットしてぜひ検討していただいて、更には協力業者をもっと増やしていく。あるいは、町外の企業、先ほどありました避難場所とか飲料水についてももっともっと広げることができるのであればもっと広げて、災害が発生しても町民が安心できるという環境を作るため取り組んでいただきたいと思います。

2点目に移ります。不法投棄防止についてでございますが、大変悩んでいることだと思います。先日も南風原町内の、特に宮城、与那原の土地改良区に大量の家電品が投棄されました。与那原地区地番に投棄された1カ所に30台ぐらいありましてね、それはこの投棄者が分かって回収したのですがしかし、各道路あるいは耕作放棄地に投棄された家電品あるいは家庭用ごみとかいろんなものがそのまま放置されています。そういう状況は本当

に良くない。その環境が更にごみを持ち込まれる可能性があるわけですので、その中で探すのは非常に困難であるとのことですが実際に投棄者が見つかったことがあるのか。袋の中に投棄者が分かるような情報が入っていたことがあるのかどうか。これについては、町内でこれまでの結果どうですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議員が今おっしゃったように、これは割合からして極まれになのですが、投棄物の中に請求書とか郵便物が混入していて特定に至ったというケースはございます。しかし、先ほど副町長からございましたようにこういったものが見つからないケースがほとんどでございます。若しくはよっぽど与那原署とか本町担当課のパトロールで正に投棄している場所に遭遇して、俗に言う現行犯ですが、それ以外はかなり厳しいということでございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 不法投棄の種類にまず車両があるのですね。大名にもいっぱいありますし、神里にもありました。以前、町内にもありましたけれども、まだまだあります。それから家電品は先ほどのようにだんだん増えてきている。それから、事業系のごみ、廃材ですね。現場から出るような、コンクリートのがらとか、各企業から出るような事業系のごみです。そして家庭ごみまであるのですよね。家庭ごみというのは、ごみ袋があれば出せるはずですが。それを出さないでわざわざそういう所に持ってくるというのが今、各地域にあると思うのです。こういう状況はぜひ解消しなければいけない。そのためにはどうすればいいのか。先日、新聞に投棄防止のニュースが載っていました。監視カメラを利用しての豊見城の事例を載せていますけれども、監視カメラを設置したら、その地域にごみの投棄がなくなったというのがあるのですけれども、本町は監視カメラの設置あるいはパトロールをもっと強化するとかそういう検討はなされていますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 監視カメラにつきましては1台ありましたが、それが故障で今使えない状況です。確かに、いろんな機器とか監視パトロールの頻度を増やすとか、さて看板の効果がいかほどかというのがあるのですがやはり目に付き難い場所、そういう所を探して不法投棄があるものですから、おっしゃったように監視カメラとかパトロールの頻度を増やす。もう1つは、悪循環を断ち切ると言いますか、不法投棄があったものとか草が繁茂している状況といったものをできるだけなくしていく努力しかないのかと思います。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 まず投棄させない環境を作ることは大事だと思うのですが、監視カメラも非常に効果があると思うのです。ぜひ検討していただきたいと思っております。それから、町内についてパトロールをしてもらう方をお願いするとか、要するに投棄の時間帯が昼間ではないような感じがするのです。それぞれの農地には誰かいますので、誰かが通っています。しかも大量のごみを積んでいますから乗用車ではないわけですね。軽トラックとかトラックタイプであります。今、与那原警察署でも軽トラックあるいはトラックで家電が載っているようなものはパトロールをして、不審車両は番号を書き留めてくれという依頼がきておりますけれども、なかなか昼間にそういう車が見当たらないのです。ただ、先ほどおっしゃったように場所探しはしていると思うのですね。昼間こういう不審車両があればとにかく番号を留めてくれとありますけれども、投棄場所を探している昼間、そして投棄する夜もなんとか委託と言いますかお願いしてパトロールをしてもらうというのもある一定期間やってみる価値はあるのではないかと思います。各地域にはどのように協力要請、あるいは訴えていくのか。まず行動してできるのかどうか。どうですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 環境施設組合に隣接している自治会で公害防止対策協議会を構成しております。これは年に2回なのですが、そういった不法投棄、河川の状況などを確認しております。区長会などで全自治会に不法投棄の状況等も把握してもらい、看板設置とかパトロール、特に重点地域を割り出してみて一番対応が可能で即実行に移せるというような方策も研究して対応していきたいと思っております。まずは地域の情報把握から行っていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 それでは、ぜひ検討は大事です。ただ、行動しながら検討して欲しい。すでに毎月のように投棄があちこちに見られますので、ぜひ昼間各地域を確認されて、不法投棄させないためのパトロールをやりながら検討をしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、(2)に移ります。投棄されないために、家電品には製造番号が刻印されていますので、その家電メーカーあるいは量販店もお客さんが購入する時に製造番号を領収書とか契約書に記入してもらうという方法もいいのではないかと思います。先ほどの

副町長の答弁では現時点の制度では橋梁要請をすることが厳しいとおっしゃっています。それは、その業者が言っているのか、そういう法的制度があるのかももう少し説明してもらえますか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 まず量販店で何らかの家電を購入した場合、店のカウンターでその梱包を全部外して、一旦全部ほどいて、機械に付いているロットナンバー（製造番号）を確認します。そして、あなたの住所、氏名を教えてくださいとなります。これはもう個人情報ということになります。イメージをしていただくと、自動車のような登録ができるかということです。ある人が家電を買って人に上げたときにも所有権移転ですね。これはもう制度でやらないと車は乗れないわけです。家電もそのように所有者移転のルールに則らないと使えないとしないと、この制度はたぶんできないであろうということです。転売もございます。まずは個人情報を業者が集めるのか、この集めた情報の保存をどうするのか、まだ未使用の家電の梱包を全部外してやるのがまずできるのか。まず現状では難しいという意味です。逆に制度があれば、消費者の場合もやらざるを得ないのでしょうか。今はたぶん、消費者があなたに私の住所と名前を教えませんと言えば終わることになります。メーカーの保険以外に5年保証とかありますので、そういう場合、この品番をいつだれに売ったというのはあると思います。これは保証期間がございますので。若しくは自分が持っているというようなことかも知れないです。故障した場合、これを提示して5年間の保証はしていただくというようなことですので、購入者について全て販売店が把握しておくというのはやはり今の制度では難しいと言うのはそういったことございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 家電品も含めて製品には保証書が付いていますよね。保証書は販売した業者が住所、氏名、販売業者の署名をするわけです。その控えを取って、更には製造元あるいは量販店から保証書を見える場所に貼り付けしてもらおうと、それをはぎ取って記入してもらおうと、そういう方法ができないのか。それが先ほど答弁にありました、現時点の制度ではできないというのはそれなのか。要するに、それができないようになっているのか。難しいのか。それはどうなのですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 家電を購入されたら分かると思いますけれども、保証書には何も書かずに家に持ってくるケースも多くあります。制度がないから私は強制ができないと

いう意味で申し上げています。こういうルールが存在しないが、あなたはやってくれと購入者には言えないということでございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 では、ぜひこれを業者に対して、投棄をしたら分かるようなそういう制度を作ってくれと、それを皆さんから提案をして、それを県内全ての41市町村がこれをお願いしたいというまず提案をして相談も可能ではないか。これだけ社会問題になっている投棄について誰も行動しないというのが逆にそれがおかしいのではないかと思います。その方法は見つかるのではないかと思うのですけれども、そういった新たな動きを起こすというのも大事ではないかと思っておりますのでいかがですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 販売した家電をずっと個人の特定というものは今の制度で私は不可能だと思います。ネットでの購入もございます。それよりやはり別の方策だと思います。もしやるのであれば、国の法律か何かで、表現は悪いのですが縛りを付けないと今の議員の提案のようなものは難しいのではないかと思います。現時点の制度でできるのはやはりどのようにしたら不法投棄がなくなるのかということだと思います。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 先ほど言ったのは、どうしたら不法投棄をなくせるかです。僕が今言っているのも1つの提案だと思うのですけれども、それを難しいと言う前にまず話してみるのが大事だと思うのです。関係機関とぜひこれを相談していただきたい。以前、デポジット制というのがありました。前もって処理費を納めておくわけですね。飲料水にもありましたよね。1本5円とかそういうものがございました。前もって処理費をその製品の中に入れておく。そうしたら、これを処理場に持って行ったらその分の金銭が戻ってくる。あるいは、この納めたお金が処理費だというようにすれば、その業者が引き取ればいいわけですからね。そのへんを含めてぜひ検討をして、またいろんな各団体との相談ができればいいかと思っておりますので、検討されて行動していただきたいと思っております。

それでは、3点目の新保育園建設の進捗状況についてお伺いします。今、進めているのがやまがわ保育園で10月に開園する、ももの木保育園が11月開園ということでございますけれども、本来28年度の事業でございますので、これが遅れた理由は何なのかまずその説明をいただきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず、建築費の高騰等による入札の不調。その後、設計の見直し等そういった部分に時間を要したということでございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 当初の完成予定から半年もずれることによって、その園が受付けした児童たちがいるわけですがけれども、その児童たちの対応はどのようになされていたのか。当初から設計の見直しというのはなかなかないと思うのですがけれども、見直しをせざるを得ない、あるいは建設費の増があったということではありますが皆さんはどういう確認をされたのか。そこは業者あるいは施主からお聞きしているのかどうか。

（「休憩願います」の声あり）

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後1時42分）

再開（午後1時42分）

○議長 宮城清政君 再開します。13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 1番については終わります。（2）の建設費の増減があるかどうかについて質問しましたがけれども、やまがわ保育園については逆に減額があったと、ももの木が増額になっているその理由はどういう理由なのか。私が聞いた範囲では、両園とも増額になったと情報を聞いたのですがけれども、それについての回答と減と増の金額はどのぐらいなのかお答え願いたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず、当初協議がございまして、両園とも当初協議をし、そこで補助基準額と照らし合わせながら協議した金額でもって国に申請をしました。その金額でもって国から内示が下りました。その内示をもって事業執行してまいりますので、結局その内示額が補助事業ですので通常の工事ではなく町が補助を出す補助金の決定ということで、内示額が補助額の限度額ということになります。そのかたちで補助額が決定しました。その範囲内で事業をやっていかなければいけないのですが、その後、設計していく中で園の要望がありますのでいろいろプラスされたり引かれたりと言うようなものが出てきます。最終的に、やまがわ保育園は内示額で提示された総事業費から40万5,000円の減、逆にももの木保育園は2,004万3,000円の増となっております。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 2園とも増とお聞きしていた関係もありまして、減額になったというのは相当の設計の見直しをやったのか。あるいは、2,000万あまりの増ということについてももう少し増が当初あったと思うのですがそれも見直しがだいぶなされたのかどうか。当初私が聞いたのは、それぞれ3,000万円近い増あるいは4,000万円以上の増という情報を聞いたのですけれども、その時から変更が再度あったのかどうかいかがですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 例えばやまがわ保育園を申し上げますと、当初の概算工事費の見積もりに対して、その見積もりに対して出した業者見積もりのほうが6,000万円ほど上回っていたという結果が出ていました。要するに総工費で2億3,760万円という概算工事費よりも6,000万円上回るというものでした。そういう状況の中から設計の変更とかしていったら、そういう結果になったという所で相当の時間を要したというのが先ほどの答弁につながっていくということでございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 6,000万円、両方ともそれぐらいの差があったと思うのですけれども、それがだいぶ見直しをされて、構造的にも変更されたと思うのですが、それによって建物の構造、強度について変更はないのか。あるいは、60名定員で、将来90名の定員にも変更できるというお話でしたけれども、これに変わりはないのかどうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず、構造、強度等に影響があつてはいけませんのでそういったことはまずございません。それと当初から60名定員の保育園ですし、床面積についても少し余裕を持たせたという部分では100パーセント園の意向、希望どおりではございませんがおおむねできていると考えています。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 あと1点、90名に将来増員にしても大丈夫かどうか。当初からそういう話があったと思うのですけれども、これについては変わりないですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 将来的には両園とも可能な状況ではございます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 それでは、(2)の最後の質問ですけれども、このももの木が2,000万円あまり増額になっていることに、町としてこれに対するいくらかの助成ができるかどうか。そのような事業があるかどうか、それはいかがですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず町としてその部分に対して補助を行う事業はございません。これまでも平成22年以降で7園整備してきております。そういった中で、75パーセント国の補助事業、その前の安心こども基金の場合は県ですが、国・県75パーセントで町が12.5パーセント、園が12.5パーセントというのは、平成22年以降整備してきた保育園の補助割合に変わりありません。園の負担12.5パーセントの部分が、これまで整備した中、補助対象経費も含め、ももの木保育園の負担が大きかったかと言うと必ずしもそうではありません。これまで整備してきた中で園の負担率は平均より低いぐらいの割合となりますので、負担が極端に大きいと取られないということです。その部分に対して町が単独で補助するメニューはございません。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 園の建設については、今の補助が87.5パーセントと、園が12.5パーセントとおっしゃいますけれども、最終的な園の負担金はもっと超えると思うのです。これはもう一度、完成後に実際園の負担はいくらなのかぜひ確認していただきたいと思えます。

それでは、(3)の保育園の建設についてであります。今後の計画も踏まえてお答えをいただいておりますので、まず現計画を進めていくと380人の増となっております。先日の待機児童の人数が171名という答弁があったと思うのですが、はるかにそれを超えているわけです。この380人の定員が確保された場合、本町の子どもたちの数はどうなるのか。過剰になるのか、あるいは30年に向けて380の定員も埋まるのかどうか。これについてはいかがですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 これは今年の2月に量の見込みの変更をしまして、現計画で進めている状況の中での29年度までに380人定員を増やしていけると見込んでいるわけです。6月1日時点で170人の待機は実際にいるわけですし、数字だけで比べますと定員が大幅にあるようなかたちになりますが、この分は量の見込みとしてこれだけ立てて、実際にいる待機児童を受けながら、人口の増といったものも見据えながらでございます。今年が中間見直しですので、またそこも含めながら新しい年のその整備の部分、数、量の見込みの推計を出してその見直しに入っていきます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 要するに、30年度の0歳から5歳までの園児は今の380名定員増になってもほぼ埋まるだろうという、新生児が新たに増えて来るわけですからそういうことなのか。南風原町の将来の出生率を見てこれはどうなのか。更に30年度に保育園が増えますよね。やまびこもそうですし、認可外からの認可化も予定されておりますので、それ含めると380人以上に増えてくるわけですがけれども、これ全て想定して全部埋まると見ていいのですか。お願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 今回のこの380人という数字の中には、やまびこ保育園の60人も入った380人です。29年度中で整備されていくものトータルして380人となる状況です。もちろん、人口推計、本町の出生状況とかそういったもの全て見て、今年度の計画の見直しとなっていきます。この380人分確保ということですが、弾力化をなくしていく方向で定員の確保の数としておりますので、まず今年度確保できれば今の170人は解消できるというものです。ただ、今後、特に0歳児、1歳児の増が南風原町は大きいものですから、計画の見直しに取り掛かっていく最中ですので、今後これだけで十分足りるのか、またもっともっと保育所を増やしていかなければいけないのかは今年度中に見直す計画に反映されてきます。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 最後です。それだけ0歳児、1歳児が増えてくると、今度は保育士が不足しますので、ぜひ保育士を増やすため、足りないのを解消するために取り組んでください。

○議長 宮城清政君 以上で、玉城 勇議員の一般質問を終わります。休憩します。

休憩（午後1時57分）

再開（午後2時08分）

○議長 宮城清政君 再開します。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。8番花城清文議員。

[花城清文議員 登壇]

○8番 花城清文君 では、質問をする前に、町長、教育長、それから執行部の皆さんにお礼を申し上げます。それは、懸案であった新川から北丘小学校への通学路の整備です。工事もいよいよ始まるようで、これで新川の子どもたちが安心して通学できます。ありがとうございます。それから、早めに工事を進めてもらって、完成ができるようお願いしておきます。

それでは質問します。1点目です。こども医療費助成を高校、大学まで延長するよう見直しはどうか。（1）困窮世帯を対象とした所得制限の見直しをしてはどうでしょうか。

（2）見直しをした財源で、支給対象を高校、大学まで拡大をしてはどうか伺います。これは町の条例で高額所得者、例えばお医者さんであるとか会社の社長さんであるとか全ての町民が該当します。困窮世帯はライフラインでさえ止められる厳しい生活をされています。そういったことで、この所得制限で条例改正すれば、困窮世帯の皆さんがより救えるということですので、それはできないか質問します。

それから2点目です。北丘小学校体育館の補修について質問します。（1）25年3月議会で質問しましたが、赤さびした屋根を調査すると答弁がありました。調査はされたのかどうか。（2）長寿命化を図るならメンテナンスが重要だと思います。雨漏りしないうちに補修すべきだがその計画はあるのかどうか伺います。この私の質問に対して町長は、調査をしペンキ塗り替えて長寿命化を図ると答弁されていました。しかし、質問したとおり屋根は赤さびのままです。重要な教育施設ですので、改めて質問しますね。

それから3点目です。津嘉山小学校、幼稚園も然り、北丘小学校、幼稚園も然りですが、児童増への対応策について伺います。（1）津嘉山小学校の分離・新設には数年かかります。土地区画整理後に向けた整備計画が必要だと思うがその計画があるのかどうか。（2）北丘小学校も児童が増えています。将来計画はあるのか。（3）小学校では児童が増えるところと増えない学校があります。また、両校とも学校敷地が狭く教室を増築するには厳しいです。校区の変更で児童数の平準化を検討してはどうでしょうか伺います。平成23年3月に質問しました。町長は区画整理をしても大丈夫だと答弁しています。しかし、せっかく国の補助を受け建築した多目的教室を今度の補正で普通教室に改修します。今後、教室の増改築、それから土地のことも心配です。そういったことで質問していますのでお願いします。

4点目です。中学校の分離新設を含む学校再配置計画について質問します。(1)南風原中学校、南星中学校は、今後とも生徒増が予想されます。しかし、両校とも学校敷地が狭く教室を増築するのは厳しいと思います。生徒増に向けた計画はあるのか。(2)分離新設を含めた学校再配置計画が必要だと思えます。調査委員会を設置してはどうでしょうか伺います。

5点目です。南斎場を構成する市・町民の優先利用について質問します。(1)平成28年における構成市町と構成外の利用はどうなっていますか。(2)南斎場を構成する市町民が優先し利用できるようにするべきだと私は思います。そのことを南部広域行政組合で申入れしていただきたいがどうでしょうか伺います。これは先に同僚の宮城寛淳議員が質問しておられました。私も町民の声があるので質問しますね。以上、5点について質問します。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目の、こども医療費助成を高校、大学まで延長するよう見直してはどうか(1)についてお答えします。こども医療費助成につきましては、疾病の早期発見と早期治療、子育て支援を目的とした制度のため所得区分を設けるべきではなく全ての子どもが平等に医療を受けられる環境を整えるべきだと考えております。

(2)についてお答えします。こども医療費助成につきましては、幼いうちから疾病の要因を取り除くことにより大きな病気を防ぐことを一つの目的としていますので、中学生以下という自己管理が十分にできない世代に対する医療費助成に力を入れていく考えであります。したがって、現在は高校、大学までの対象は考えておりません。

質問事項5点目の、南斎場を構成市町民の優先利用を(1)についてお答えします。構成6市町の利用が1,948件、構成外市町村で1,158件の利用となっています。

(2)についてお答えします。構成市町民の利用については、構成6市町及び南部広域圏内離島の受付時間を午前8時30分から午後5時15分までとし、それ以外の市町村については午前9時から午後5時15分までとする受付開始時間と使用料の優遇措置がとられその違いが出ています。以上です。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 花城清文議員の質問事項2.北丘小学校体育館の補修に関するご質問にお答えします。(1)でございますが、外部委託による調査は行っておりませんが、教育委員会職員、学校関係者による目視検査を行っております。その結果、屋根からの雨漏りはありませんでした。

(2) 補修等の必要箇所については、適宜対応しております。平成28年度実施計画で、北丘小学校体育館の再整備についての計画はございません。

質問事項3. 津嘉山小学校、北丘小学校の児童増に対するご質問にお答えいたします。

(1)、(3)は関連しますので一括して答弁いたします。津嘉山小学校は、平成32年度に児童数1,011名で課題規模校と見込まれます。今後、そのため過大規模校において生じる課題に対し、教育上支障が生じることのないよう増築、区域変更や分離等も含め検討を行ってまいります。

(2) 北丘小学校も児童数は増えており、平成34年度に児童数937名が見込まれます。しかし、以前は児童数が980名とあったことから、現在の施設での対応が可能であり、分離、新設の計画はございません。

質問事項4. 中学校の分離、新設に関するご質問にお答えします。(1)、(2)は関連しますので一括して答弁いたします。両中学校において生徒数増が予想されますが、平成34年度生徒数が南風原中学校において814名、南星中学校で640名であり、現行の施設で対応可能であるため現段階において両中学校共に整備計画、調査委員会設置の予定はございません。以上でございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 答弁ありがとうございます。では、順次再質問します。まず1点目、医療費の現物給付ですが、私の認識が違っていたのかと思います。皆さん方は議会での答弁であるとか新聞報道にコメントするときなど2,000円の初診料さえ払いきれない親がおられる、家庭がある、そのために病院へ連れて行くこともできなくて重症化になるということでコメントしています。その根拠は、困窮世帯だから、お金が無いから病院へ連れて行かない、それが根拠で今の医療費の現物給付がスタートしたのではないのでしょうか。違いますか。そういうものでなかったのですか。あくまでも子育て支援のための制度だったのですか。私は、町長や担当部長にこれまで何度も質問してきましたが、こういう家庭があるから支援が必要だと、だから制度を作るのだということだったと思います。それについてどうでしょうか、お答えください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。新たに制度を作ったのではなくて、もともと南風原町はこども医療費助成制度をスタートさせ、その支払方法を変えたということでございます。償還払いを現物給付にしたと。現物給付にすることでより受診を控えていた子どもたちの受診がしやすくなる、そういう環境を作っていくということで支払いの方法を変えたわけでございます。最初からこのこども医療費助成制度については、子どもたちの疾

病の早期発見と早期治療、子育て中の家庭の支援ということでなんらその考え方に変わりはありません。町内の子どもたち、そして子育てをしている家庭の支援という考え方で現物給付の方法を導入したということでございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 それは私も支払方法が現物給付になったということは、承知しています。けれども、先に言ったように2,000円さえ払いきれない家庭があると、これが償還払いになると病院に行かないでしょう。だから現物給付にしたと私は認識しています。皆さん方が目的とした疾病の早期発見、早期治療、それから子育て支援、高額所得者たちは自分でできます。なにも皆さん方の支援を必要としません。自分で病院へ連れて行って、早めに発見して、治療につなげることもできます。だから、今の答弁にあります目的、私は方向が少し違うのではないかと思います。それが子育て支援のためだったら、教育委員会に困窮世帯のいろいろな制度があります。これも子育て支援です。そこまで皆さんは広げますか。今、部長が答弁されていましたが、子育て支援とは中身が違うのではないかと思います。もちろん、子育て支援もあります。けれども、ねらいは困窮世帯に対する支援だったのではないかと私は思います。それはどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 先ほどもお答えしましたように、こども医療費助成制度をまず南風原町が取り入れた当初から考え方は何も変わりございません。当初から所得制限を入れることをしておりません。償還払いの時点でも、所得制限とかそういうものを入れていく考え方はしていないわけです。それは先ほどから申し上げていますように、南風原町の子どもたちの健やかな育ち、疾病の早期発見、早期治療、子育て家庭の支援、それに尽きると思います。子どもが1人、2人、3人と複数となると、やはり所得がある方であってもいろいろな負担と言いますか出てくると思います。いろいろな観点から、子育て中の家庭というものは、やはり悩みもありますしいろいろな負担があると思いますので、少しでもその軽減につながるのではないかと考えています。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 議論が平行線になるが、私は償還払いから現物給付をしなければならぬとその発想を変えたのが、先に私が言った理由だと思います。ならば、やはり、小学生であろうが中学生であろうが、高校生であろうが親の負担は変わりません。困窮世帯は同じです。毎日の厳しい生活の中でもしそういったことが出たときは、病院に連れて行

かなければなりません。そういったことで議論が平行線になるが、私はやはり行政の支援を必要とする子どもたち、家庭を大事にするべきではないかと思います。私もある保護者から聞きましたが、病院窓口で町の現物給付といってもどこにお礼を言っているのか、お礼が必要なかどうかとも分からないということがありました。要するに、高額所得者は自分でできる。早めに病院へ連れて行くこともできる。けれども、毎日の生活に困っている人たちはそうではないです。小学生であろうが中学生であろうが高校生であろうが親の負担に変わりはありません。そういったことで平行線になりますが、私は自分でできる世帯、親に対しては自分で病院での支払いをしてもらって、できないものを支援していったほうが良いと思います。そのことを申し上げて、平行線ですから質問はしません。そういうことを申し上げておきますね。

2点目の北丘小学校体育館の補修。これは前にも質問しましたが、町長はペンキ塗り替えであるとか補修をやるということで答弁がありました。今はそれを考えていないということだけでも、赤さびしていますから今で補修をしておかないと学校には代わりになる施設がありません。だから、赤さびしている今、漏らないうちに補修をしておくことが経費も安く済むし、そして子どもたちにも迷惑をかけません。そういったことで、ペンキ塗り替えをすると前に答弁があったけれども今考えていないということですから、それはまた答弁が良くないね。前にやると言いながら、今度はやりませんという一貫性がないので、皆さんは議事録を持っていますから、そういったものを見て、前回どういう答弁をしたのか、今度答弁をするものが正しいのか、しっかり見てやっていただきたい。そのようにやって欲しい。これをお願いしておきますね。その屋根の補修、ペンキ塗りなどは、雨漏りしてからでは遅い。授業ができない。子どもたちに余計に迷惑をかける。あれだけ赤さびをしていて、漏らないうちにやるべきだと思います。そういったこともしっかりと、どちらが安くつくのか、今やったほうがいいのか、雨漏りしてからやったほうがいいのか、子どもたちに対する支障はどちらが軽いのか、学校施設ですから当然毎日子どもたちがいます。そういったことを考えた場合、やはり漏らないうちに、赤さびしていますから長くもたないのでそれはやはり配慮するべきだと思うが、改めてどう思いますかお答えください。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 北丘小学校体育館につきましては、現在雨漏りなく、利用について支障をきたしておりません。また、修繕が必要であれば、その都度、適宜対応しております。再整備について計画がないと言うのは、現在は再整備がないということでありまして、ただ、修繕が必要であれば適宜行っているということでもあります。また、北丘小学校については、現在、西側避難通路階段が喫緊の課題であります。また先日、奈津江議員

から質問のありました入口ですね、もう一方の入口の課題がありまして、そういった課題が複数ありますから優先度を見極めて対応しているというところでございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 雨漏りしてから補修するようでは子どもたちの授業に支障をきたすわけでしょう。迷惑をかける。しないうちに、目視をしながら、あるいは検査をしながら、早めに手段を取るべきだと思います。あれだけ赤さびをしているのだから、そんなに長くもたないでしょう。だから子どもたちの授業に支障がないように教育委員会はまずそれから考えるべきだと思います。前の町長の答弁と違って私は納得していないので、ぜひ雨漏りしてから補修をするのではなくて、今の状況も見て、早め早めに対応するべきだと思う。そのことをお願いしておきます。再質は要りません。私にとっては前の答弁と違う。あれ、町長の答弁が違う、どうしたのかな。少し疑いますね。子どもたちの大切な教育施設ですので、子どもたちに迷惑をかけないような対策を前もってと言うのでしょうか、前に前に進めるような方法を取ってください。そのことが子どもたちの教育にも迷惑をかけませんので。そういった考え方をぜひ持っていただきたいことをお願いし、この質問を終わります。

津嘉山小学校、北丘小学校の生徒増について伺いますね。津嘉山小学校は、平成32年には大規模校になると教育委員会も予定をしているようです。先ほど答弁がありました、校舎の増改築は今度も4教室ですか皆さん組んでもらっていますけれども、平成32年には大規模校になると皆さんの調査でもそのようになっていきます。大規模校にならないいうちに対策を講じておかなければ、迷惑するのは子どもたち、教育に支障をきたすのは子どもたちです。大人が迷惑するのではない、子どもたちの教育に支障をきたすわけでしょう。だから、そういうことが予想されるのであれば、当然、前に前に対策を講じておかなければならないと思う。そういった意味からすると、やはり整備計画というのが大事でしょう。分離も含めて検討すると言うが、早め早めに町としての方針を持っておかなければ、迷惑するのは子どもたちです。受けられる教育が受けられない。十分な教育を受けられる施設がなかったとなると、町にとっても将来においてのマイナスになる。教育委員会は特に教育に携わることが大きいので、考え方も学校の在り方についても対策を練って、そして子どもたちの教育に遅れがないように整備をしなければならぬと私は思います。生徒がどういうふうに移って行くのか、そのためにはどういうことをやらなければいけないのか、その対策は非常に重要です。これもしっかりと、皆さんが持っているデータに基づいた学校づくりを実施してください。再質問はしません。

北丘小学校も将来937名ということですから、教育は待ったなしですから、子どもたちの教育のためにどうしなければならぬということをも十分判断をし、遅れのない学校環境、施設環境を進めてください。これも議論は平行線だと思うので、議論はしません、子どもた

ちの教育のことですから、そこは「予算がない」、「財政が厳しい」では将来の子どもたちを育てることはできません。しっかりとした手当て、子どもたちの教育が十分にできるよう町長の配慮をお願いしておきます。

それから、中学校ですが、これも答弁では整備計画、調査委員会の設置予定はないということですから、小学校と同じように教育委員会は遅れがないように、そして予算を必要としますので町長部局との調整もしっかりして、子どもたちの迷惑にならないよう教育環境を整えてください。そのことをお願いしておきます。

それでは最後にいきます。南斎場ですが、私は遺族の方から聞いたことがあるのですが、南斎場が使えないで、いなんせへ行ったり沖縄市に行ったり、そして遠くは石川まで行ったと聞いています。構成町である南風原町が、あんなに遠い所まで行くことがあるわけです。構成外が1,000名を超えていますから、逆に炉を開けて置いて、構成市町民が優先使用できるような環境も私は必要かと思っています。わざわざ石川まで行かせる必要はないと思う。これも答弁は要らないですが、ぜひこの6市町民が遠くへ行かないで自分たちの近くでできるような配慮が必要だと思っています。そのことをお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れ様でした。

散会（午後2時47分）